ロ　電気入力型のアナログデジタル変換用の組立品又はモジュールであって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）分解能が八ビット以上のもの

（二）零下四五度より低い温度から五五度を超える温度まで使用することができるように設計したもの

（三）イに該当する集積回路を組み込んだもの

三十七　振動試験装置若しくはその部分品、空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置又は風洞の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　振動試験装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

（一）デジタル制御方式の振動試験装置であって、次の1及び2に該当するもの

1　試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上のものであって、二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下のいずれの周波数においても加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの

2　フィードバック制御技術又は閉ループ制御技術を用いたもの

（二）振動試験装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

1　（一）に該当する振動試験装置の制御に使用するように設計した部分品であって、振動試験用のプログラムを用いたものであり、かつ、五キロヘルツを超える帯域幅で実時間での振動試験をデジタル制御するもの

2　（一）に該当する振動試験装置に使用することができる振動発生機であって、試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上のもの

3　（一）に該当する振動試験装置に使用することができる振動台又は振動発生装置の部分品であって、試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上となる振動を発生させるために二台以上の振動発生機を接続して使用するように設計したもの

ロ　マッハ数が〇・九以上の速度の状態を作ることができる空気力学試験装置（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第三号に該当する無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるロケット若しくは無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ハ　燃焼試験装置であって、推力が六八キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に三軸方向の推力成分を測定することができるもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ニ　飛行の状態をシミュレートすることができる環境試験装置であって、次の（一）及び（二）に該当するもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第三号に該当する無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）